

## 議会改革諮問会議「最終答申」にかかる議員研修会（概要）

平成 23 年 1 月 24 日(月)13:00～15:00

全員協議会室

（三谷議長）

それでは、只今から、議会改革諮問会議の最終答申にかかる議員研修会を行います。最終答申につきましては、先ほど諮問会議の江藤会長をはじめ、委員の先生方から正副議長の方にご答申をいただいたところです。今日は、4人の委員にお越しいただいておりますので、答申内容につきまして、それぞれご専門の立場からお話しをいただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、早速ですが、江藤会長よろしく申し上げます。

### 答申にかかる総括事項

（江藤会長）

今、私たち4人が三谷議長に答申を渡させていただきました。答申の内容を含めて、今後の期待を報告させていただきたいと思います。

本諮問会議につきましては、三重県議会のさらなる議会改革を進めるための提案を行うために設置をされました。「はじめに」にも書いてあるのですが、三重県議会は、マニフェスト大賞や日本経済新聞社の調査でも第1位の位置を占めている先駆議会です。その議会改革が、議会基本条例の中に結実しているということから、この方向で審議を進めさせていただいて、第一次答申を昨年5月に提出させていただきました。

その第一次答申では、今後さらに議論すべき主要課題を6点にまとめています（2ページ）。この6点については、それぞれ関連がありますので、一つひとつ切り離して議論することはできないのですが、今回の答申につきましては、1から4まではそのまま入っていて、5、6につきましては、まとめて討議の充実という形で書かせていただいています。

これは皆さんにかなり協力していただいていますけれども、「市町議会と県議会との交流・連携会議」を行っていただきましたし、それから、三重県議会の出前講座を一般化するという意味で、新たに「出前県議会」というものも試みていただいて、これを踏まえながら市町議会や住民参加、広聴広報についてのより深い提案をさせていただいております。同時に、会派や議員間討議との関係及び会期等の見直しにつきましては、皆さんにさらにアンケートをお願いするとともに、会派活動のヒアリングを行っています。

詳細につきましては、今日出席の委員の方々に個別に説明をさせていただきます。最初に、私の方から本答申のイメージについて、2点ほど説明をさせていただきたいと思います。

第一は、新しい住民自治のイメージを描き出して、新たにつくり出す提案をしているということです。本日、召集された通常国会も、地方自治法をはじめとする地方分権に関わ

る法律改正の提案が行われる予定です。抜本改正とはほど遠いと思いますけれども、従来の積み残しや阿久根市の動向への対処療法とか、片山総務大臣の住民自治論である直接請求のハードルを低くするとか住民投票制度を入れるといった方向が見られます。徐々にですけれども、住民自治の充実が進みつつあると感じています。

今までの分権改革は、首長と議会とが一緒になって地域経営を行っていかうとする、片山さんたちの知事の発想があったと思いますけれども、最近の議論からすると、首長主導型といえますか、議会を軽視したり消極的に扱うという方向性での改革が見え始めえます。三重県議会は、住民代表機関である議会を明確に位置付けながら、住民とともに歩んでいくという方向での改革を進められていると感じています。日本では、おそらく今まで経験したことのない民主主義の在り方を実践されていると思います。

地方自治は、団体自治と住民自治と言われますが、権限、財源の移譲など、団体自治の側面が、分権改革の中でかなり強まってきています。しかし、これを決める、議決するのは議会の役割なのです。同時に、住民自治の側面から言いますと、住民参加はもちろんありますけれども、多様な意見が集約できる、多様な人たちが選出されて、そこで議論するという代表機関は議会だけです。そういう意味で、団体自治と住民自治の結節点は議会にある。当たり前のことですがけれども、団体自治の権限、財源を決めるのも議会だし、住民自治の側面、代表者の側面というのも議会なのです。だから、団体自治と住民自治をどうやってつないでいくか。その現れ方が議会運営や組織に結実していると思います。三重県議会の新たな方向というのは、それをしっかり意識しながら、新しい議会像をつくり出し、それを実践されているという提案をしています。

それから第二は、三重県議会の様々な改革を少し冷静に見ながら明確にした、従来の二元代表制の意味を住民自治を起点にしながら具体化したということです。簡単に言いますと、ただ単に住民が議会の議員や首長を選出するというのが、二元代表制の一般的なイメージで捉えられるのですが、今回は住民参加を踏まえて、住民の意見を聞きながら課題を明確にして、議会で調査、研究をして議員同士で議論をする。そしてそれを踏まえて執行機関と切磋琢磨していく、この視点を明確にし、二元代表制の意味を豊富化したということが、今回の答申の特徴でもあるということです。後ほど出てきますけれども、「機関競争主義」という言い方は、通常、議事機関と執行機関が競争し合うというイメージだけに捉えられるのですが、今回の答申の中では、住民の支持や支援を争い合うというようなことも書かれているのです。県民の視点をかなり強調しているということです。

三重県議会のもう一つの特徴は、「広域自治体の議会」を強調しているということです。これは、基礎自治体では同じ二元代表制ですがけれども、広域自治体の議会というのは、住民代表機関として県民の意見はもちろん聞くのですが、広域的な課題も議会は吸収しながら調整し、提案をしなければいけないということも議論しています。そのために、市町村連携の提起というものも強調しています。繰り返しになりますが、今回の答申のイ

メージは、一つには新しい住民自治のイメージをつくり上げ、そして実践してもらおうという提起です。もう一つは、三重県議会の今までの要素を明確にするとともに、二元代表制の意味、広域自治体の議会の意味を豊富化することを強調しています。

今回の答申では、そのようなことを明確にする意味で、一般的には使われていない言葉も使っています。例えば「機関競争主義」「討議充実型」というのは、5月に私が議会内閣制との対比を出す意味で使った言葉です。それから「通任期制」という言葉、1年の通年制ではなくて、任期全体としてどのように考えるかという「通年期制」も使っています。これは全国町村議会議長会の高田事務総長や岡本次長などが言われていた言葉です。それから戦略的な広聴広報ということで、前回の諮問会議で相川委員から出された言葉を使っています。まだ、一般的に広がっているわけではないのですが、今回の答申を読み込み、新しい住民自治、新しい議会を考えていく時の重要なキーワードだということで、使わせていただいています。

それでは、「議会改革の改善に向けた提言」として、その他も入れた6点と「附属機関の在り方」を報告させていただいた後に、議員の方々との質問等を含めた意見交換をさせていただきたいと思います。

## 1 市町議会との交流・連携

(廣瀬委員)

それでは、市町議会との交流・連携について、ポイントのご報告をさせていただきます。今、会長から広域自治体議会としての特徴が、県議会のポイントの一つとして、この諮問会議でも重点を置いて検討を進めたということがございましたが、その広域自治体ならではの議会基本条例の項目が、広域自治体である県議会と基礎自治体である市町議会との交流・連携かと思えます。そして実際に9月2日には、志摩市、南伊勢町の2つの議会との交流・連携を試行的に取り組みされたところです。そのような活動を通じ、改めて確認したことを含めて、市町議会との交流・連携については、3つのポイントで答申をまとめさせていただきました。

まず1点目は、「(1)交流・連携会議の継続・改善」です。これまでも、それぞれの選挙区において、地元の市町議会の議員の皆さんと県議会の議員の皆さんとの交流の機会や、いろいろな形で地元への県政報告、あるいは様々な意見要望について吸い上げてこられるという役目は、県議会議員の皆さんが果たしてこられたところかと思えますが、他方で、議会全体として県政の課題について、市町議会との間で交流機会を持つということがこれまではほとんど無かったわけです。全国の基礎自治体議会では、徐々に住民の方との間で交流の場を持つ議会報告会や、市民との意見交換会などの実施例が増えてきています。1年ほど前のアンケート調査の結果によりますと、議会報告会の実施議会が既に100を超えていますし、岩手県議会のように県議会レベルでも報告会や住民との交流を行う議

会が出てきています。ただ、この三重県のように非常に広い領域を持ち、地理的な交通もあまり便利とは言えない地区も抱える中で、細かく県民の方々と直接の交流の場を持つということには一定の限界がありますので、県を構成する市町議会との交流・連携会議を、ぜひ継続的に取り組んでいただきたいと思います。

また、住民との意見交換会や報告会でもまま見られるところですが、お互いにどういう形の交流をするのが生産的かということについては、第1回目から双方に納得のできる共通イメージができていたとは限りません。むしろ、まずは試行錯誤から始まるというのが実態であろうかと思っておりますので、昨年行いました第1回目の取組に対しては、いろいろのご感想や改善したいポイントもあろうかと思っておりますが、これは経験を何度か重ねながら、より良い方策をつくっていただければと思います。その意味で、継続をぜひお願いしたい。これが1点目です。

2点目は、市町議会と県議会が共有している課題について、三重県内の自治体議会全てで意見交換、交流の場を持つということです。例えば、国政レベルにおける地方自治制度の改革の検討等に向けて声を出していくというようなことについては、県内の全ての自治体議会の声をつくっていける場が必要ではないか。このような観点でございます。これを「(2)県・市町の全体会議」という形で取り上げさせていただきました。実際のところは、例えば市議会議長会あるいは町議会議長会等との交流という形を通して、県内の自治体議会全体としての交流あるいは検討の場を設定することが有り得るのではないかと考えるところです。

そして3つ目は、県と基礎自治体との間の、例えば権限移譲の問題であるとか、広域的に取り組まなければいけない県政課題に対する市町からの政策上のインプットをどう受け止めるかです。これについては、権限移譲その他について、これまで行政部門においては、それなりの実践が重ねられてきたところですが、例えば権限移譲についても行政のチャンネルで市町に伝わったものが、初めてその市町の議会に伝わるというような順序でのコミュニケーションが、従来は通常であったように思います。県政と市町行政との、あるいは市町の政策担当事務との関連ということですから、同様に議事機関同士の間にも、そういう交流あるいは協議の場というものが必要ではないか。これが3つ目のポイントとなっています。以上、県議会と市町議会の交流・連携につきまして、3点のポイントについて簡単にご説明をさせていただきました。

## 2 政策広聴方向の取組

(相川委員)

私の方からは、政策広聴広報の取組について、ご報告させていただきます。

そもそもこの政策広聴広報、少し耳慣れない言葉ですが、中間答申の時は、開かれた議会の効果的な取組方策を引き続き検討するという事で、課題に挙げさせていただ

きました。と申しますのも、皆さんご記憶かと思いますが、県民アンケートで取った議会改革の評価と、議員の皆さんの議会改革の評価とは、残念ながら少しギャップがありまして、一般県民の方は、県議会改革の意義についてあまりご存知なく、特に、開かれた議会についての取組が、まだまだ不足しているという少し耳の痛い結果が出ました。これに対して議員さんの方では、もうとっくに委員会も本会議も開いているのだから、つまり公開しているのだから開かれていると、認識していらしたわけですが、どうもそのギャップを考えますと、もっと踏み込んだ対応が必要ではないか。つまり、ただ公開しているということではなくて、もう少し政策について解説も含めたようなアプローチが必要になってくる。あるいは昨今、特定の政策課題について、いろいろ調査・研究するような団体、市民団体等も出てきていますので、そういう方たちと将来的には意見交換をしながら政策を練り上げる。そういう一歩も二歩も踏み込んだものやっつけていかないと、なかなか開かれた議会にはならないのではないかと。こういう問題意識から議論をスタートさせました。

中身としては、6点ほど課題にまとめています。1点目は「出前県議会」です。これはこれまで学校を対象にやっていた「出前講座」をもっと県民との距離を縮める方向で活用できないかということで、10月24日と11月11日に試行的に広聴広報会議でやっていただきました。これまでのものとどう違うかというと、一つは、県議会の方で何かテーマを決めて、県議会の方から広報してやる形として、10月24日に「県議会への女性参画」をテーマに開かれました。もう一つは、むしろ県民の皆さんが、テーマを持ち込む形として、11月11日にNPOの中間支援団体が「NPOの資金確保」というテーマで話し合いの場を持ち、正に政策的な市民集団と議会がどのようにコラボレートすれば良いのかというようなことをやらせていただきました。

これらに関しましては、資料集(15ページ以降)にどのような形で開かれたのかが書いてありますので、また後ほどご参照いただきたいのですが、参加者の感想としては、今後こういう場を継続的に持つことが大事だということです。私がコーディネーターをやらせていただきましたNPOとの話し合いでは、冒頭、「議会は一体、何をしているところなのか」「議員の役割は何なのか」という、かなり本音の話が出まして、そこからお互いの政策に関する本音の意見交換と言いますか、これからの協働を期待できるような中身になったということが、参加者アンケートからも明らかになっています。

このような出前県議会を政策的なところに結び付けるのが大事だということが、1点目です。ただ、これからのやり方としては、今、申し上げたように、議会が意見交換のテーマを設定するパターンと、広く県民から募集するパターンに特化して、今までやっておられた学校だけを対象にした「出前講座」は、職員の「みえ出前トーク」などを活用して、むしろ戦略的なところに集中してはどうかということを書かせていただいています。

それから2番目に「議会報告会」です。実際、三重県議会の議員さん個人では、8割以上の方がやっていらっしゃるんですが、これを特定の議員、特定の会派としてではなく、議

会としてやることに、協働で政策に取り組むチャンネルがあるのではないかと思います。岩手県議会さんの事例などにもありますように、開かれた議会の取組にするという意味では、議会報告会も非常に大事な取組ではないかと考えます。

それから 10 ページ目のところで、「広聴広報制度の分類」を表で出させていただきましたが、政策課題を解説して関心を持ってもらうよう、あるいは二元代表制である議会の役割について県民の皆さんに理解を求めするため、広報は引き続きやっていかなければいけません。ただ、これから大事なのは、むしろ広聴でして、先ほど江藤先生が「機関競争主義」とおっしゃいましたけれども、いかに県民の声に耳を傾け、それを政策まで練り上げて実現していくか。そのところで広聴機能が大事だと考えます。一般的な広聴広報として、これまでも公聴会などをやっていらっしやいましたし、議会報告会あるいは出前県議会で声を聞くというのも良いと思うのですけれども、ぜひ考えていただきたいのは、戦略的な広聴広報です。これは、特に三重県議会が総合計画の戦略計画レベルまで議決対象事項に広げたということでは、是非やらなくてはいけないと思っていますが、議員だけで決めてしまうのではなく、県政の重要課題に関しては、その背景やデータ、それを実施した時のプラスマイナスのようなことのデータをきちんと出し、関係団体や支援を持っている方に参加を呼びかけ、政策的な論議を深めるといったことを「みえ出前県議会」で県議会側からテーマを設定するパターンとして、位置付けをどんどんやっていかれてはどうかと思っています。

次に 3 番目の「議会モニター制度」ですけれども、これは今回、実施できませんでした。基礎自治体に比べると、広域自治体では若干やりにくいのではないかとのご指摘もございましたけれども、昨今 ICT の発達で、インターネットでオンタイムで見る、あるいはビデオを送るなどして、それに関する意見を述べてもらうような形であれば、大きな自治体議会でも可能かと思しますので、ぜひ今後、引き続き検討していただきたいと思っています。

4 番目と 6 番目は、議会広報紙「県議会だより」をどのように活用するかということです。今、編集のノウハウという点では、既に編集アドバイザー制度を導入されていて、他県に比べると読みやすい紙面にはなっているのですが、やはり議論になっていることに関しては、会派ごとの賛否情報を公開したり、議論の背景やデータなどを書き込んだ特集記事をきちんと組むというような形で読ませる工夫、関心を持ってもらう工夫が必要ではないかと思っています。それから (6) では、紙媒体でも広聴ができないかということで、「県議会だより」などの活用を提案しています。

それから (5) では、県民の方が議会と直接話ができる場として、請願者の説明機会の保障が必要ではないかということを書かせていただきました。

### 3 広域自治体議会の役割

(江藤会長)

広域自治体議会の役割ですが、これは、先ほど市町議会との連携や、広聴広報機能の充実というものを、もう一度、二元代表制の議会、広域自治体の議会から捉え返して、もう一度原則のところからどのような関わりがあるかどうかを確認しています。

議論のポイントとして、県民にとっての広域自治体議会の在り方と、二元代表制の役割、地方政府形態を提案させていただいていますが、提起するだけではなかなか進まないの、それを支援する制度も必要だろうということで、何点かにわたって条件整備についても提案させていただいています。

最初に「(2)二元代表制の在り方」です。最近この二元代表制について、ようやくいろいろいところで議論されるようになりました。もちろん地方行財政検討会議等は、従来とは違った新しい形を提案されているということは、皆さん既にご存知かと思いますが、三重県議会を含めた二元代表制を具体的により詳細に規定したのが、「現行二元代表制の課題を追求した機関競争主義・討議充実型の提案」ということです。先ほども少し述べましたが、住民との関係が、議会はこれほど頑張っているのにまだ認知されていないということが、書いてあるのですが、大事な点は議会が従来、発揮していなかった機能を充実させ、二元代表制に含まれている民意を競い合うような側面を重視する。ただ単に、議会と執行機関が対立や抗争をするわけではなく、住民の目線で、住民福祉を実現するという意味で、機関と機関とが競争し合いながら民意を争い合う。そして、それを行うためには、討議というものが大事なのだと、二元代表制の中身を具体的に提案しています。これは私たちが勝手につくったものではなくて、三重県議会がこの間、具体的に実行されてきたことを定義付けた程度の話です。

したがって、それぞれの執行機関と議会が競争し合っていくことが、住民の福祉につながっていく。今まで議会や地方自治体が他のところで上手く機能していなかったのは、議会がしっかりと住民の目線で議論をしていなかったからなのだ。そうした他の議会とは違って、住民自治に目線を落とした形での議会改革を進めていく三重県議会を、さらに充実させていっていただきたいという提案になっています。

「県民を起点とした自治体制度」と書いてあるのは、「機関競争主義」が住民を起点にしているからだということを強調しています。

話が前の段階に戻って、「(1)県と市町との役割分担」のところですが、広域自治体自体が中二階と揶揄されるように、なかなか都道府県自体がわかりにくい。その中でも、議会がわかりにくいということで、住民に認知してもらうということは大変だと思います。ただ今後、地方分権の絡みの中で、広域自治体の役割が重要になると同時に、議会の役割もすごく大事になってくるということです。県は、広域課題の追求と市町村の補完が今後重要になると同時に、条例に基づいて県から市町への権限移譲も、今後、大事になって

くると思います。広域自治体の議会は、基礎自治体の議会のようなものと同じ側面を持っていると同時に、広域の側面があるところを強調しているのです。

広域は何かということなのですが、広域課題を追求していくこと。市町間の調整、補完ということがありますが、これを単に執行機関からの声だけではなく、同時に住民とも含み込んだ広域的な課題を追求する市町議会、あるいは市長や町長からの意見を聞きながら調整、統合を行う重要な役割を今後、広域自治体の議会は担っているのではないかという提案です。したがって、県民参加はもとより市町議会との連携、NPOや団体との分野ごとの意見調整なども必要になってくるということイメージしていただきたいと思っています。

14 から 15 ページにつきましては、新しい議会について方向は見えたのだけれども、個々の議員に委ねるだけで済む問題ではないということ、(3)(4)で提案しています。一つは、県議会議員の身分や報酬を明確にしていくということです。議員自身は、地方自治法 203 条で「議員報酬」という言葉で、他の非常勤の特別職とは分けて規定されるようになってはいますが、相変わらず「議員報酬」なのです。だからどうしても日当制という誤解を受けてしまう。そうではなくて、何らかの新しい規定を明確に位置付けながら議会の活動をイメージすると同時に、報酬というものをどのように考えていくか。ここでは歳費や年俸等というものもイメージしていますが、それぞれの自治体でどのような議論をしていくか、またはしていかなければいけないということと同時に、事務局による議会サポート体制というものが不可欠ですので、専門的人材の活用をさらに充実していただきたいのと同時に、議会基本条例 25 条第 2 項には、「専門的な職員の任用について」の規定もあるわけですから、こうしたものを活用していただきたい。

それから、情報収集提供の充実につきましては、職員がレポートを出していて、とても大事なことなのですが、同時にNPOだとか大学、研究機関との連携なども今後、大事になります。それから、県職員の 17.1%が議会事務局を希望ということも書かれていますので、そうした意欲があって専門的な知識を持った方々の人事異動も、今後は大事なのではないかと。そうした意味で、広域自治体の議会の方向と、その条件整備について提案をさせていただきます。

#### 4 会期のさらなる見直し

(廣瀬委員)

続いて、会期制の観点について、ご説明させていただきます。

さて、諮問会議が発足をしたすぐ後に行わせていただきました、議員の皆さんに対するヒアリングでは、2 会期制に変わって、会期日数が従来の年 100 日余りから約 230 日と大幅に増えたことや議会の活動が新しい領域にも展開されたということ踏まえて、時間の限りがある中で地元での活動時間が確保しにくいという問題意識を、かなり多数の議員の



皆さんがお持ちであるということが把握できました。他方で、基礎自治体議会の中には、通年議会として1年間を通して会期にする取組も行われるようになってきている中で、将来に向けてどのような形で会期を組み立てていくべきかが課題となったわけです。そこでは、議会全体の活動、議員の皆さん、そして政策集団としての会派の3つのレベルでの活動によって組み立てられているわけですが、議会活動が全てであるというわけにはいきません。これは当然、それぞれの選挙区において選ばれてくる議員の皆さんが、有権者の皆さんと一番接する場において活動されるということは、代表制民主主義の中でも非常に大きな要素でありますし、政策集団としての会派という位置付けを持ち議会基本条例に裏打ちをされた活動が展開されているわけですから、一定の活動としての重さを確保しなければいけません。このバランスをどのように、将来における議会の活動、あるいは会期の組み立ての中に生かしていくべきかということが、問題意識としてありました。

ただ、本年度に入ってからヒアリングやアンケートで出てまいりましたのは、「3つの活動のバランス」について議員の現状認識としては、65.8%の方が「バランスはちょうど良い」と評価をしておられまして、「議会活動の割合が大きすぎる」という方は15.0%いらっしゃった。これが多少目立つところかもしれませんが、概ね3分の2の方が、現状に対して比較的肯定的な回答でした。ただ、今後については、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」と、議員個人としてもっと政策的な活動を活発にしたいという、欲求をお持ちであるということが確認されました。

これを踏まえて、また国におけるいろいろな検討も、情報として持ちながら、どのように会期制について検討すべきかを考えると、基本的には会期が何回であり何日間かということではなく、会期・会期外という区分けを一旦外して考えたうえで、年間あるいは4年の任期を通して、どのように議会活動を組み立てていくのが望ましいか。そのような課題設定のうえで検討していくのがふさわしいのではないかと考えた次第です。

また、これまでのバランスについて様々な悩みが出ていたことについては、会期が年2回であり、会期日数が年約230日であるということに直接起因するというよりも、例えば常任委員会の開催の方法が変わったことや、テーマごとの検討会の設置数が多い年においては、非常に会議の日数が多かったということなどの影響の方が非常に大きかったのではないかと。そして、試行的な取組等を通して行われた出前県議会や市町議会との交流・連携、あるいは提言の中に盛り込ませていただいた議会報告会等、議場の外で行う議会としての活動といったものも総合的に組み合わせ、どのような活動の組み立てをしていくべきか。そういう観点から議論をさせていただきました。

なお、この中では、4年を通してどう組み立てるか、また、1年の間にどう組み立てるかという議論をさせていただいておりますが、本格的に検討しなかった事項としては、地方行財政検討会議分科会の議論等の中で出されている論点として、会議の開催の在り方(例えば定例会ではなく会期中で定例的にどのように会議を開くか)や専決処分の問題(議

会において招集をする時間的余裕がないことが明らかであるという要件の考え方が転換すること)、また、「一事不再議」についても1年が1会期ということになりますと、1年間に一度出したら同じことについては二度と議論の議題にならないということで良いのかどうかといったような論点がございまして、これらについては通年で議会活動を組み立てていく時には、三重県議会としても一定の方向性を持って臨んでいただく必要があるということです。

さて、そのうえでイメージとして具体的にどのような会期、どのような議会活動の組み立てが必要であるかを示させていただいています。「通任期制」という言葉を使わせていただきましたが、議員任期の4年間、選挙で改選をされ、新しく着任をされて4年間の任期で活動されるわけですけれども、例えば総合計画の戦略計画については、基本的に4年に一度、議決をするという種類の議案ですので、このような4年サイクルで組み立てられて議会が意思決定をする議案もあれば、予算等のように年1回というものもあり、また、随時出てくる通常議案があるというように、議会が議決するものについても性質の異なるもので構成されているわけです。

また、正副議長や委員長さんなど、議会の役職についても、4年の任期全体を通して、その中でどのような形で組み立て、どのようなサイクルで動かしていくかということ、全体像を持ってイメージしていく必要があるのではないかとことです。そして、議会が取り扱っていくのは県政の政策ですが、政策課題をいろいろなチャンネルを通して把握し、それを整理する。そして、議会として積極的に政策提言を行う、あるいは議員提出条例を積極的に作っていくというのが、三重県議会の特徴ある取組ですが、その決定された政策は、執行機関によって執行され、その結果について議会として監視・評価を行い、必要な見直しや改善については、次のサイクルの政策へと反映していく、こういう活動を常に長いサイクル、そして短いサイクルで行っておられます。長いサイクルと申しますのは、例えば戦略計画のように4年単位で、あるいは4年より長い単位で回っていくサイクルがあり、1年サイクルといえますのは、例えば通常の当初予算あるいは決算、これを通してのサイクルであり、そして随時出てくる様々な問題を把握し、質問等で取り上げ、そしてまた政策提言をするというような、もっと短いサイクルで回るものもある。これらを4年間の任期、そして初年度において必ず取り扱われる議案がある年、また通常年における議会での審議・議決のサイクルなど、様々な形の議会活動の組み立て方があろうかと思えます。それをまずは、4年全体を通してのイメージを立てるべきではないかということが、20ページのモデル提案です。これは、特に総合計画について初年度に大きな議案として取り扱っていき、相当、議会としての審議の時間や労力を集中して投入していく必要があるという位置付けです。

そして2年度目以降は、この計画が実施段階に入りますので、その実施段階の進捗評価を行いつつ、通常の年次としての議会の組み立てを行い、積極的に報告会であるとか市町

議会との交流・連携の会議を行っていただく時期かと思います。そして、通常年の1年間の会期のイメージは、21ページに示させていただきました。ここでは、例えば会期が通年となった場合に、一般質問等はどのようにやっていくのかについては、例えば従来どおり年に概ね4回というサイクルで定例的にやっていくとすれば、定例的な本会議の組み立てをし、委員会については、ある程度予算サイクルを念頭に置きながら動いていくことになるかと思います。そして、出前県議会などの広聴広報活動や、県民への議会報告会、市町議会との交流等については、これらの議場における様々な活動を考えながら組み立てをしていき、全体としてバランスのとれた議会活動にしていくことが望まれるのではないかと。それをイメージにしてみたものです。

国の方からも、順調にいきますと今年の通常国会の中に、従来の会期という概念を外して1年を一つの会期とすることが可能な制度に向けての法改正も提起されるようですので、これらの動向も見受けながら、県議会としての結論を次の任期の前半にはご検討いただき、方針を出していただければと期待するところです。

## 5 議員間討議の充実

(駒林委員)

私の方からは、議員間討議の充実について、ご報告させていただきます。

議員間討議につきましては、非常に低調であるという評価が、議員の方々から出ておりますが、一方で、検討会とか政策担当者会議におきましては、非常に議員間討議は活発であるということも存じているところです。一言で言いますと、本会議とか委員会での議員間討議をどうするかが、大きな懸案であるということで、例えば会派による拘束とか、委員会の運営方法とかについて、アンケートとかヒアリングを踏まえまして、いくつかの提案を示させていただいています。概ね議会の運営の側面に関する改善と、議員個人のレベルにかかわる改善があります。

最初の(1)は、会期等を見直すことによって会期日数が非常に増え、議員間討議の時間を確保することができるようになったということです。いわゆる前提がここでは確立できたということです。次に、本会議の部分については、なかなか議員間討議が難しいところですが、例えば論点を明確にすることによって、いくつかの部分では本会議でも議員間討議がより充実できるのではないかと、ということをご提案させていただいています。

それから、常任委員会レベルでは、出されてきている議案の部分について、なかなか議員間で議論するのは難しい部分が多いのではないかと理解をしています。むしろ各常任委員会が取り上げるべき重点調査項目等に対して議員間討議を活発にできないかということです。例えば、常任委員会において、正副委員長さんのところで重点課題をグッと絞り込んで議論の対象を考えていくということや、委員任期を1年ではなく最低2年にさせていただくことによって、より専門的な議論ができるといった土台を作っていただきたいとい

うことです。

それから、特別委員会につきましても、過去の事例では、委員会は設置したけれどもなかなか議論が発展していない、ということも聞いておりますので、特別委員会の議論の対象を考えずにただ単に置くというのではなくて、その委員会の設置を提案した議員の方がその委員に就任していただく、ないしは、その委員長になっていただくことで、より専門性の高い議論をやっていただきたいということです。

そういう運営の部分を超えて、議員個人に関わる部分としては、活発な議員間の討議をしていただく前提として、議員の方の政務調査を充実すべきではないかということです。

「(4)政務調査の充実」では、基本的に委員会レベルでの県外調査は、あまり意味を成していないのではないかとということで、基本的に廃止の提案をしています。それに代わって、議員ないしは会派の個別的な調査を行っていただく方が、返って議論が活性化するのではないかと。これは先ほどの報告でもあったように、議員個人や会派の調査を充実したいということが、アンケート結果から見えたので、委員会としての調査から議員あるいは会派での調査へとシフトしていただきたいという提案です。

なお、「(5)会派活動の役割」として、結論としては、会派というのは議員の自由な発言を拘束しているものではなく、むしろ議員個人の活動を支援しているという側面があるということが、調査等で明確になったので、今後ともそういった積極的な会派活動が、議員個人の資質の向上につながることを期待するところです。

## 6 その他

(江藤会長)

その他として、第一次答申の中で出された6項目以外に、3点ほど挙げています。

一つは、「議会基本条例の見直し」ですが、議会改革諮問会議についても、議会基本条例に沿って論点を出しながら調査を開始したのですけれども、議会基本条例そのものについての改革の提案は、答申の中には書き込まれておりません。今回の答申についても、基本的には議会基本条例の方向で、さらに進めていただきたいという答になっているように思います。今からお話しするのは個人的なものです。それを踏まえて議会基本条例をさらに充実させていただくとともに、従来の議会基本条例を見ると、他の議会基本条例の章別の編成と少し独特な作り方をしているのです。これが悪いと言っているわけではないのですが、もう一度、章別編成も含めて再検討する時期に来ているのではないかと気が、個人的にはしています。ただ、基本的な方向については、今回の答申は議会基本条例で制定されているものと同じ方向です。

それから2点目は、「議会基本計画の策定」ということですが、新しい任期になりますと、その後どういう議会改革をやっていくか、4年間どのような計画で議会改革を進めていくのか、議会としてどう関わっていくかを盛り込んだ、議会基本計画の策定なども今後、

検討していただけないかということです。

それから最も大事な点ですが、3番目に、議会改革が目的というわけではなくて、住民の福祉の向上につながっていかねばいけないということです。そのためには、住民自身が議会を「住民のものだ」「県民のものだ」という意識となるよう醸成するとともに、議会改革が県民の福祉の向上につながっていくかどうかの実感を与えていかねばいけないと思っています。今回、この諮問会議では、議会改革が実際にどのような県民の福祉の向上につながったかの検証は行っておりません。ぜひ今後それを進めながら、議会改革が住民の福祉の向上につながっているという側面を検討し、進めていただきたいと思っています。

最後に、附属機関そもそもの議論です。この附属機関は、地方自治法には、明確な条文の規定はありません。基本的に禁止されていないものについては設置が可能だということから、住民自治を進める視点で附属機関が設置されています。その旨で設置された趣旨は了解済みだし、それなりの効果は、手前みそですけれども「上がった」としています。ただ、いくつかの留意点があるということで書かせていただいています。

一つは、専門性の高い議論を進める附属機関の設置が必要ではないかということです。今回、一昨年10月10日から諮問会議が設置されて動き出しているのですが、議会改革全体を取り扱っているためにテーマが拡散して、かなり大きなテーマを取り扱っているということです。もう少しテーマを限定する必要もあるのではないかと一つです。そして、これとの絡みなのですが、県議会でもぜひ今回の答申を議論していただいて、さらに試行と検証を踏まえて、新たな段階にしていきたいと思っています。

それから3点目も、1点目と重なりますが、より具体的な検証をすべき対象のテーマを絞りながら行う必要があるということです。

そして4点目ですが、議会の附属機関につきましては、地方自治法の規定が無いために、三重県議会は議会基本条例を根拠にしています。これはこれですごく大事なことですがけれども、さらに附属機関の委員の身分が明らかになるような条例の設置も、同時に必要ではないでしょうか。

それから、こうした政策提言を行っていく諮問機関につきましては、この附属機関の設置の他に、自治法100条の2の「専門的な知見の活用」というものがあります。そういうことも考えながら、ぜひ一步一步進めていただければいいのではないかと思います。2年ほど前には、本当に限られた中で、しかも細々とやっている附属機関があったということを知っているのですが、三重県議会のように総務省と意見を戦わせながら明確に附属機関を設置し、それを活用していこうということには敬意を表しながら、私たちはそれに基づいて積極的にやってきたつもりです。答申が今後も生かされるように期待をしています。以上で終わります。

## 質疑、意見交換

(三谷議長)

ありがとうございました。只今の説明に対しまして、ご質問ご意見等がございましたらお願いをします。いかがでしょうか。

はい、舟橋議員。

(舟橋議員)

県議会改革の認知度が県民に対して低いところですが、今まで公開できるものは全部公開してきましたし、出前もやってきましたし、県議会新聞や県議会だより等も戸別に配布されてきました。それでもまだ、議会の発信力が消極的発信と言うならば、もう一步突っ込んださらなる積極的発信の内容となると、IT、インターネットの活用などではないかと思うのですけれども、その辺りのところのお知恵があればお聞かせ願いたい。当然のことながら費用と手間というものがありますので、そういったところの関わり合いも含めて、どうお考えでしょうか。

それから、議会改革が県民の福祉の向上につながるべきものであるという趣旨は十分理解できるのですけれども、我々がやってきた改革を見た限り、どの程度、福祉の向上につながっていると受け止めでしょうか。

(三谷議長)

では、相川先生。

(相川委員)

広報に関して議会が行っている事に関しては、かなり三重県議会さんも先駆的にやってみえて、それほど改善の余地はないと思うのです。おっしゃるようにICTをもう少し使うことはできるかとは思いますが、申し上げたかったのは、むしろ広聴の方です。これは執行部の方が、最近パブリック・インボルブメントのような形で、県民との直接対話あるいは政策を決める場に広報委員をどんどん入れています。つまり、自分の言ったことがそのまま県政に反映される、施策に反映されるという参加することの嬉しさといった辺りの工夫は、残念ながら今、県当局、行政機関の方が優れています。ただ、多様な意見を反映させるのは、むしろ県議会の広聴をふるいにかけての方が可能だと思いますので、そういう意味で、出前県議会の戦略的な設定が必要ではないかということです。

実は、第一次答申の時に、県民アンケートと同時に、NPOや大学、シンタンクへのヒアリングを行いました。今このような政策提案をやっている機関は、残念ながら県当局とだけつながっていて、いろいろと計画を立てる際の調査・分析なり、市議会での意見あるいはロビイングというものをされているのですけれども、ここが特定の会派でない議会と

しての共通の受け皿ができれば、ぜひ県議会の方とも協働型の政策提案をやってみたいという提案をいただきました。今後は、むしろこのような専門的な機関と結び付くことで、議会が非常に県民にとって使い勝手が良く、意見の反映を保護してもらえますので、そういうところを固めていくのが良いのではないかと思います。

(三谷議長)

廣瀬先生。

(廣瀬委員)

今の補足になるかもしれませんが、これまで県議会側から県民の皆さんに対する情報発信は、それなりに成されているのだらうと思います。県議会の新聞や議会だより、そして個々の議員の皆さんが、地域において議会活動報告のようにいろいろな形の活動をされていることも把握していますが、この流れてくる情報が、県民の皆さんの注意を喚起する対象としていただくきっかけづくりになるという、もう一つ次の手が必要ではないかという印象です。

その時の一つの要素になるのが、やはり県議会に何かを言ったことによって何かが改善されたり、良いことが実現できたりするかもしれない。そういう例がこれまでにこんなところであったというような認知が広がってくれば、議会の動きが、自分たちの生活に時として直結することもあるという認識になってまいります。そのように広聴を強化したことが政策のアウトプットに影響したという事例が重なっていくことから、これまでと同じ情報発信が、どれだけ県民の皆さんの印象に残るか。先ほどの会長のお言葉を借りますと、県民福祉の向上が実現されていないということ以上に、実感されていないという要素がポイントなのではないかと思っています。

厳しい議案に対する検証を行ったうえで、確証の持てるものしか議決しないことによって、議案を出す前の段階も鍛えられますし、問題のある議案が通らないということにもなっていますから、これ自体が明らかに県民福祉の向上に結果としてつながるわけですが、しかしこれがどれくらい実感あるいは認知されているかというところに、一つの課題があるのではないかと。その認知を上げるための一つのヒントが、広聴を強化することで、県民の方が県議会に対して何かアクションを起こすなど、何か結果が出ることもある。そういうサイクルを県民のできるだけ多くの皆さんに作り上げていく。そのような活動の組み立てが、一番効果的なのではないかと思っています。新しい広報手段にお金を使うよりも、耳を傾ける姿勢というのが、実感を通して多くの方に広がっていくような取組が望まれるような気がします。

(舟橋議員)

確かにアンケートとかモニターとか、出前の充実だとかというのはわかるのです。でも、ある面では、その方々は、一定の問題点を持った一つの小集団が議会に対して提案をしてきて、それをレスポンスよく私たちが回答をしていけば、当然のことながら彼らに対する認知度は上がるでしょうけれども、県民全体に対する認知度が、すぐさまそれで上がっていくようには、なかなか思い難いのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

(廣瀬委員)

それはご指摘のとおりで、ある意味では、県議会というよりも県政そのものが、多くの県民の方にとってみると、思い浮かべる自治体の政策は、概ね市町村ということが多く、なかなか県政の課題として実感される場所は少ないという要素があると思います。ただ、広域的な医療の問題など、広域自治体でなければ担えない役割であり、生活実感の高い領域において、重点的に県議会全体として取り組まれる等の工夫は、大事になってくるのではないかと思います。

(舟橋議員)

ありがとうございます。

(三谷議長)

他にございますか。中川議員。

(中川議員)

今日は大変ありがとうございました。2点ほど要望させていただいて、1点聞かせていただきたいと思います。まず1つ目に、二元代表制の在り方について、ご提案をいただいたわけですが、新たな形での「機関競争主義・討議充実型」の提案というのは、初めて考え方として感じた内容です。今、議会内閣制が討論されている前提として、長の権限を高めることの必要性、議会不要論のようなところから出ていること、さらには、それぞれの自治体において問題となっている内容から、議会内閣制の方が良いのではないかと議論があるわけですが、私は、そもそもこの議論がされている前提として考えなければいけないのは、「権力というものは、やはり分散されるべきものだ」と思うし、民主主義というのは本来、時間がかかって面倒なものなのだと。この前提に立たないと、やはり政治というのは、良からぬ方向に行く可能性もあるのではないかと考えるのです。そういった意味で「二元代表制が必要なのだ」と言っていたわけですが、しかし住民が「議会が機能していないじゃないか」と思う中で、この二元代表制をどれだけ我々が主張していても、なかなか空虚感があるのは否めないところがありました。



そのような中で、今回この答申の中で、新たな形としての機関競争主義、討議充実型を三重県議会はある意味で行っており、「それをより進化したらどうか」というようなお話をいただいて、正しくここだなと思いましたので、この部分を、ご提案いただいた諮問会議の委員として、また学識経験者という立場から、より強くアピールをしていただきたいと思いをします。

それと、もう一つは、通年議会の提案です。私どもも2会期制ではありますが、通年議会に近い形をしているわけですが、この効果というものが我々議会からの発信では、なかなか限界があります。議長がいつでも会議を開くことができるということや、それに伴って専決処分が皆無になるというところは、非常に大きいと思うので、この部分も先生方のお立場から、三重県議会の取組として強くアピールをお願い、ご要望させていただきたいと思いをします。

それと1点お聞かせ願いたいのは、議会基本条例の在り方を検討してはどうかというご提案をいただいたわけですが、この議会基本条例も今、多くの自治体で作られている、あるいは作る予定があるのですが、各条項を作ることが目的ではなくて、いかに機能させていくかが非常に重要であって、私どもとしても、検討会や調査機関、さらには附属機関等を設置したりしているわけです。この辺りのところが、今後、議会基本条例を作った議会がどう機能させていくか、すごく大きなポイントになると思いをします。いろいろな観点、切り口があると思うのですが、この議会基本条例の各条項なり内容を、いかに機能させてきたかということについても、この三重県議会の取組をどのように評価するか、少し教えていただきたいと思いをします。

(三谷議長)

江藤会長。

(江藤会長)

先ほどの2点については、「はい」と言うしかないですね。「はじめに」でも述べましたけれども、日本の民主主義にとって、こうした住民代表機関の議会が活発に活動しているというのは、珍しいというか無いのです。そもそも日本の中央集権で慣れ親しんでいた首長主導型の民主主義と異なるものについては、なかなか理解されないところです。先ほどの住民福祉の向上の議論とか、これだけやっても住民がなかなかわからないというのは、広域自治体の中二階ということも確かにあるのですけれども、同時に議会自体が軽視されてきたことだと思いのです。それがようやく分権改革の流れの中で、10年ほど前から徐々に議会が住民代表機関として動き出した中で、従来とは違うものとして提案されたのが、従来のバージョンアップ型の議会内閣制と、分離型というのをを出して議論しているのですけれども、もう一つ、第3の道として今回、「機関競争主義・討議充実型」

というものを提案しています。そのところを今後、強調しますけれども、住民もマスクもまだわからないのですから、私たち研究者がやっても空虚なのです。提案しても、いろいろなところで活動をしてくれないと。ともかく私たちも頑張りますが、皆さんも頑張ってくださいということです。

それから通年議会について、これは総務省の見解では小さな議会をイメージしていると思うのです。夜間議会だとか休日議会の中で多様な人たちが議員になれるということをイメージして、会期制を止めるという議論の中で通年制が出てきているのですが、それを逆手にとって、しっかりとした通年あるいは通任期でやっていくということを切り替えられるのが、この三重県議会だと思うのです。ちなみに三重県議会は、法律の立法趣旨と違うこともやっているのです。常任委員会の複数所属というのは小さい規模の自治体を想定して出したものを、三重県議会が最初にやった。そういう意味では法律を十分に使いこなすというところを、ぜひ宣伝していきたいと思います。

それから、議会基本条例の各条項にかかる三重県議会の取組評価については、第一次答申でも書かれていますけれども、基本的に議会基本条例の項目は、アンケートやヒアリングの中で出されていて、今やられていることをさらに充実してほしいという提案、答申になっています。

(中川議員)

先生も今、「空虚なのだ」というお話をされたのですが、今回の提案は、非常に大事な視点だと思っておりますので、我々議会の側も頑張っていかなければいけないのですけれども、相乗効果的な影響力も発信していく必要があると思うので、オピニオンリーダーとして、学識経験者からもご発信いただきたいと思います。

(三谷議長)

野田議員。

(野田議員)

今回の答申に関して、各論として機関競争主義とか討議充実型というのはわかるのですが、例えば三重県議会の中で水力発電事業の民間譲渡に関する議論というのは、議員間協議が結構なされた検討会だったと思うのですけれども、常任委員会などでは、請願などの時を除くと議員間討議は大方ないので、そういったところを見ると課題が多いのではないかと考えています。

それと、よく地域で県政報告などを個人的にやっていると、議員の方に要望が来て、「それは住民の期待に応えていないじゃないか。議員として何とかやれ」となって、なかなか上手いかないけないことが多いし、三重県は細長い県ですので、地域によって住民の考え方が

違うのです。広域的な自治体議会としていろいろやっていくというのは、なかなか難しい状況もありますので、住民の期待に応えられる議会というものが、あまりピンとこない。

それと、事務局による議会のサポートといっても、私は紀北町、尾鷲市選出の議員ですので、例えば県民センターの方に議会事務局から1人派遣してもらおうと、地域の人たちからいろいろ聞くことによって、課題解決の仕方がわかるので、それもこなすという立場で考えないといけないのではないかと思っていますが、そういうことがここには何も書かれていないのです。

それともう1点。「みえ県議会出前講座」のことを言いますと、その出身地の議員は、選挙に関わるからと説明できない仕組みを作っているのですが、地域のことを知っているのは、地域から選出されている議員なのですから、きめ細かな対応をするのに制約があって十分ではないと思います。

(廣瀬委員)

各地域では多様な意見があって、時として利害がぶつかっている場合もあります。それをどう捉えるかということですが、ちょうど昨年の中頃の時期から、合わせて13の市町議会の皆さんと懇談をさせていただきました。その際には、それこそ合い矛盾するような、正面からぶつかり合う部分もある要望が、三重県の北部と南部とでは、かなり違う観点からありましたが、同時に、「県議会というのは、県全体のことをやるところなのだから、そういうもののバランスを取って、きちんと県民全体にとって一番良いようにやってください」、「それをどうやられているのかという説明を、もっと積極的に聞きたい」という声もありました。おそらく各地域において様々なご意見、ご要望あるいは期待がある中で、それを地域とその地区の議員さんという世界の中だけでやり取りをして、その結果、それが満たされれば高く評価していただけるし、満たされないと不満が残るといった構造だけではなくて、各地域からこのような要望が出てきているということ、県議会という場に全部持ち寄ることを通して、そこで調整していくプロセスを見ていたら、「うちの地域から見ると75点だったけど、別の地域から逆の要望もある中で、県議会であれだけ議論をした結果なのだから、一定の成果ではある」という納得をしてもらえる議会活動に、どうつなげていけるかということが、県域全体のバランスとして、全体最適だと説得できるような議論の中身とその伝え方がポイントなのではないかと感じた次第です。

(相川委員)

今も議員さんは、個別に議会報告会をやられているのですが、ニーズがあるのは、むしろ議会全体としての説明の場です。ここは地元選出の方よりも議会全体として出た方が良いのではないかとというのが一般的な話です。「出前県議会」を地元の人にはしゃべらさないと書いた覚えはありません。むしろ、ここに書かれているのは、広聴広報会議が今

回主導していただきましたように、戦略的に当該テーマに委員会の方が前に出て、県民の方と意見を交換しながら政策を練り上げるような場でやられてはどうかということです。それは地元選出の議員さんかどうかということよりも、むしろそのテーマに関してきちんと政策に反映し、フィードバックができる方という意味で記述をしています。

(江藤委員)

広域の意味ということで、少しお話をさせていただきます。広域自治体自体、先ほどの調整の話から言うと、基礎自治体でもまずは調整しているのです。住民参加とって住民の声が一様にあるわけではなくて、例えば今の行政側の住民参加論から言うと、顔の見える充て職の住民から始まり、公募制の住民から、最近では抽選制の住民まで3層くらいがあるのですけれども、それぞれ違うのです。それを調整する役割は、公開で討議する議会だと思ふのです。広域自治体の議会は、そうした県民の調整を行うと同時に、それぞれの地域ごとの課題を調整しなければいけないという、別立ての意味があります。それを市町議会との交流とかでやっていく、あるいはNPOや分野ごとでやっていこうという提案だと思ふます。

それで、出て意見を聞く時に、自分の選挙区には行けないという内規があるわけですね？一般的には、基礎自治体の時には、そういうことをやると選挙運動になってしまうかもしれないので、それについては出ない方がいいかなと思っているのですが、ここからは個人的な意見です。県議会については、選挙制度が選挙区制になっていて、人口比例ですから、県民全体の意見が反映できるようにという側面と同時に、その地域代表の側面もあるのです。だから、地域代表の側面としてのことを考えれば、「そこに行くのはダメだ」とは、なかなか言えないことです。しかも公的な議会として出ていく場合は、単なる別立てのインフォーマルなチャンネルではありませんから、少し考えておく必要もあるのではないのでしょうか。

とりわけ今後、議会活動というのは、いろいろな活動が多くなることによって、選挙区代表の側面の力が少し弱くなる可能性があるのです。ここを埋めていくためには、県議会と市町議会との関係を強化するとか、いろいろな意見を聞く場を公的に保障するということが今後、検討する必要があるのではないかと思います。

(野田議員)

ありがとうございます。地区の代表でもあるのに何で行けないのかという疑問がありましたので、そういうことのご意見をいただければと思ひました。それと、地区のことをわかるようにするためには、議会のサポート体制として出先に出張してもらうなど、総合的に対応できるようなスタッフも考えていただけたらと思ひます。

( 駒林委員 )

事務局の話は、なかなか難しいところで、今でも事務局の職員の方々は、大変ですから、地域に散るといふ形をとるのが、逆に地域の情報をより正確に取ってくるという方法もあるのではないかと感じています。

( 三谷議長 )

萩原議員。

( 萩原議員 )

いろいろと検討していただき、諮問いただいて本当にありがとうございます。特に、今日関心を持って聞かせていただいたのは、住民の支持を争い合う「機関競争型」といったことも含めて、議員間討議と言われているけれども、なぜそれが十分できないのだろうか。これはむしろ私たちの課題ではないかと思うのですけれども、そこが最大の問題だと思っているのです。会派は1人会派を入れると5つありますが、2つの大会派がありまして、国政の政策でしたら対立しているはずだけれども、県議会では対立が具体的に無いのが、議会を面白く無くしていると、私は一貫して言っているわけです。もっと対立すべきではないかという想いさえするわけです。例えば、12月議会では、TPPの問題について、もっと多めに議論して、参考人も呼んで、関連して出されている請願についても論議をして、県民にとって果たしてこれが利益になるのか、不利益になるのかというようなことも含めて、そのような議論があったらもっと面白い議会になるし、それを広報したら、皆さんにも関心を持ってもらえるだろうと考えているわけです。

もう一つ言えば、知事のオール与党というのが、実際、長く続いていますので、議会がもっとしっかりしないといけないと思うのだけれども、ほとんど何でも賛成という形になっています。その辺りが県議会討論を本当に少なくしている、やりにくくしている結果ではないかと思っているのです。

私は、本当に住民の要求が届く議会、住民の要求が実現できる議会を目指すべきだと思うのです。そういう点では、私たち議会での在り方を県民の皆さんに知ってもらうことが大事なのですけれども、なかなかそういう広報ができない。

それから選挙制度の問題も、郡市単位になっていますから、1～2名の小選挙区の方が多いでしょう。私たちは四日市市と津市で議席をいただいています。それ以外のところでは自分の政党を支持する人の願いが、実際には死に票になってしまう。そういう選挙制度の問題があると思います。あるいは執行部との対峙の在り方をもう少し深めてほしかったという感想を率直に持っているところです。

それから、住民の声という点では、私は、請願の審議はとても大事だと。請願には、それなりの署名が随分と突きつけられたりすることがあるけれども、かつて子どもの医療費

の無料化の問題で、政策検討会議を開いて各会派の代表を入れて、障害者の代表や請願の代表者を呼んで市町の意見も聞いて深く討議するというやり方が本来、この県議会で大きく問われてきているのではないかと思います。

私たち少数政党は、議会の中では数が少ないけれども、その声が皆さんにも受け入れられるよう、多に提案していきたいし、合意できるところは合意したいと思っています。民主主義という以上、そのような声が本当に生きるような仕組みを、今後どう議会が変えていくべきなのか、率直なご意見があれば教えてください。

(三谷議長)

会長、何かコメントありますか？

(江藤会長)

難しいですね。議会改革に向けて、今の選挙制度の改革、選挙区のことについては、全く触れていないということが一つです。それから、会派との絡みで言いますと、マニフェストと会派との関係についても触れていないのです。今後おそらく選挙の時には、会派間のマニフェストを出されると思うのですが、これを実現する時の手法とか、議員間討議にこれをどうやって活用していくか。それが、修正されていく時にどうするか。基本的に私たちは修正を善とした議論をしているのです。だからそういう意味でマニフェストを絶対実現というのは良いのですけれども、議論の中で修正可能だということについては触れていません。したがって、今後の課題とさせていただきたいと思っています。

それから少数会派について、私はいろいろなところを見ていますけれども、三重県議会は結構、寛容なところがあって、いろいろな会議に出ることができる。少数が多数になるというのが民主主義だと思いますので、議員間討議でできるという民主主義の在り方を今、皆さんの中で実践されているのではないかという気がしています。

(三谷議長)

萩野議員。

(萩野議員)

答申ありがとうございました。附属機関の在り方についても述べていただけていますが、委員の皆さんの身分も明確でないし、報酬として支払われない中で、大変汗をかいていただきありがとうございます。

この答申の中で、議会基本条例の見直しについても触れられていますが、今後の見直しについて、どのような感じでいけば良いのか、もし、お考えがあったらお聞かせください。

それから、開かれた議会は、三重県議会の弱いところでして、早稲田大学マニフェスト

研究所の調査結果では、県議会としては一番ですけれども、市町村議会と合わせると4番目でした。その中で一番点数の悪いのが住民参加度のところでした。全国で81位となっています。それで、この答申の中で一番関心があって一番大事にすべきなのは、議会へ傍聴に来ていただける方だと思うのです。本会議にわざわざ来て傍聴していただき、何か提言なり意見を言うてくださる方の評価、記述がこの答申には無いのですけれども、その辺りについてどのようにお考えなのか、少しお聞かせください。

(江藤会長)

本当のことを言うと、私たちこそが議会の傍聴して、じっくりと調査をしているわけではないのです。したがって、今回、傍聴に来ていた人の意見も聞きたかったのですが。しかし、様々な調査を行って、その不備は埋めてきたのではないかと考えています。今後、ぜひ議会として傍聴の方との意見交換などを持っていただいたり、あるいは傍聴している方に委員会などで意見を聞く場を設けていくような、開かれた議会の進め方を進めたいと思います。

それから議会基本条例については、もう4年以上経つわけですから、そろそろ見直していかないと。ただ、基本的なところは間違いではないので、それをぜひ住民と一緒に考えていくという視点で、そういう委員会を立ち上げ、住民も含めた議論をしていただきたいと思っています。

(萩野議員)

基本的に、この基本条例が何か間違っているとか、根本的なところで直さなければいけないということではないということでしたので、そこだけわかれば結構です。

(三谷議長)

予定の時間がまいっておりますが、特にご発言ございますでしょうか。なければ、これで今日の議員研修会を終わらせていただきたいと思います。各諮問会議の委員の先生方には、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

今後、今日いただきました答申につきましては、議会改革推進会議の方に付託をさせていただきます、そちらの方で取り扱いも含めてご相談、ご協議をいただくということにしたいと思います。今日は本当に長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。